

熊本県誕生150周年記念事業委託業務に係る企画コンペ募集要領

1 業務名称

熊本県誕生150周年記念事業委託業務

2 業務の目的

令和8年(2026年)が、現在の形の熊本県が誕生した明治9年(1876年)から起算して150年に当たることから、県民とともにこれまでの歴史を振り返り、熊本県の魅力を再発見するとともに、地域への愛着と誇りの醸成を目的として、記念事業を実施するもの。

3 業務概要

(1) 内容

別紙「熊本県誕生150周年記念事業委託業務仕様書」のとおり

(2) 委託期間

契約締結日から令和9年(2027年)3月19日(金)まで

(3) 委託限度額

3,500,000円(消費税及び地方消費税を含む)

※上記の金額には、業務において発生する交通費や事務経費等の諸経費一切を含む。

※上記金額は提案にあたっての目安(上限)となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、必ずしも一致しない。

4 企画コンペの実施

委託事業者の選定にあたって、企画コンペを実施する。

なお、選定された委託事業者との契約は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号及び熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第95条第1項第1号の規定による単独随意契約とする。

5 企画コンペ参加及び業務受託の資格要件

企画コンペに参加し、事業を受託しようとする事業者は、以下の要件を満たすこと。

なお、共同企業体として本企画コンペに参加する応募者の場合は、全ての構成員について同様とする。

(1) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤及び人員体制を有していること

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと

(3) 消費税及び地方消費税並びに県税に未納がないこと

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更正手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立をされた者でないこと

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始

の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立をされた者でないこと

- (6) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと
- (7) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと
- (8) 暴力団又は暴力団員若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下にないこと

6 委託事業者の選定

- (1) 委託事業者の選定にあたっては、企画提案を公募し、提出された企画提案の内容について、県の審査会が書面及びヒアリングによる審査を行い、採用案を決定する。
- (2) 県は、採用案を提案した者との間で最終的な契約条件を協議し、双方合意の上で契約を行う。なお、採用された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。
- (3) 契約条件が合意に至らない場合は、次点者と契約締結について協議を行うことがある。

7 質問と回答

- (1) 質問の受付期間は、令和8年（2026年）4月3日（金）正午までとし、質問書（様式1）にて電子メールにより行う。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。
- (2) 質問及び回答内容について、企画コンペの公平性を保つために、県ホームページでの内容の公表等を行う場合がある。
- (3) 受付期間後の質問については、原則として回答しない。
- (4) 提出先メールアドレス：kikaku@pref.kumamoto.lg.jp
※メールのタイトルは「【企画コンペ質問】熊本県誕生150周年記念事業委託業務」としてください。

8 企画コンペへの参加表明

企画コンペへの参加希望者は、参加表明書（様式2）に必要な添付書類を添えて、電子媒体の場合は電子メール、紙媒体の場合は郵便または持参により県企画課に提出すること。

(1) 提出書類

①参加表明書（様式2）

②添付書類

ア 組織体制に関する書類

イ 直近1事業年度の貸借対照表及び損益計算書

ウ 定款の写し

エ 事業所の履歴事項全部証明書

オ 納税証明書（消費税及び地方消費税並びに県税に未納がないことの証明）

カ 熊本県暴力団排除条例に関する誓約書（様式3）

※令和9年（2027年）3月31日までの熊本県競争入札参加資格（業務委託）を有

する参加希望者については、上記イ～カの提出は不要とするが、資格審査結果通知書の写しを提出すること。

(2) 提出期限

令和8年(2026年)4月22日(水)午後5時(必着)

(3) 提出先

①電子メールの場合

提出先メールアドレス：kikaku@pref.kumamoto.lg.jp

※メールのタイトルは「【企画コンペ】熊本県誕生150周年記念事業委託業務」としてください。

②郵便または持参の場合

熊本県企画振興部企画課政策班(熊本県庁行政棟本館6階)

住所：熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

9 企画提案書の提出

(1) 提出書類

以下の①～⑤を電子メール、郵便または持参の方法で提出すること(紙媒体の場合は、各5部提出)。

①企画提案書(様式4)

②企画提案資料(任意様式)

- ・企画コンペ仕様書及び10の審査基準を参照の上、(2)の企画提案内容を踏まえて作成すること。
- ・A4(横向き)で作成すること。なお、ページ数の上限は30ページ(表紙及び目次を除く)とする。
- ・表紙の次ページに目次を記載すること。
- ・目次の次ページからページ番号を記載すること。(記載箇所は任意)

③参考見積書(任意様式)

- ・見積額は、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載すること。

④会社概要(任意様式〔会社パンフレット等の既存資料で可〕)

⑤事業者の取組に関する申出書(該当がある場合のみ)(様式5)

(2) 企画提案内容

以下のポイントについて、企画提案資料に具体的に記載すること。

①特設WEBサイトの内容

- ・本県の歴史を県民が分かりやすく振り返ることができるよう、複数のテーマ設定(例：文化、産業等)のうえ、具体的な構成、コンテンツ等について記載すること。
- ・特設WEBサイトのページ構成、イメージについて記載すること。

②リーフレットの内容

- ・①におけるテーマ設定を踏まえ、具体的な構成、コンテンツ等を記載すること。
- ・リーフレットのレイアウト、部数等について記載すること。

③パネル及びパネル展の実施内容

- ・①におけるテーマ設定を踏まえ、具体的な構成、コンテンツ等を記載すること。
- ・パネルのレイアウト、構成、部数等について記載すること。
- ・パネル展の企画内容（実施場所、回数等）について記載すること。

④スケジュール

- ・本業務に関する年間のスケジュールを記載すること。

⑤実施体制

- ・本業務の実施に係る体制（組織・人員・役割等）について記載すること。

⑥本業務に類似または関連する業務実績

以下の点について、直近5年間の業務実績（自社実施または受託）があれば記載すること。

- ・歴史を振り返る企画
- ・WEBサイトの構築、リーフレット、パネルの制作、パネル展の実施

(3) 提出期限

令和8年（2026年）4月24日（金）正午（必着）

(4) 提出先

7（3）に同じ。

10 審査方法

県が設置する審査会により、提出された企画提案の内容について、書面及びヒアリングによる審査を行い、採用案を決定する。

ただし、審査の結果、一定の基準を満たす提案がない場合は、採用案を決定しない。

11 審査基準

| 審査項目 | | 審査基準 | 配点 |
|------|--------|--|-----|
| 1 | 企画内容 | 基本事項 本業務の趣旨・内容を十分に理解した企画であるか。 提案内容は具体的で、遂行可能な内容であるか。 | 10点 |
| | | 積算内容 各経費の見積額は、業務に対し効率的な金額であるか。 | 10点 |
| 2 | 業務遂行能力 | 業務を円滑に遂行するために必要な専門性を有しており、その知識、ノウハウ、経験等を十分活かせることが期待できるか | 5点 |
| | | 本業務と内容が類似した業務を行った実績があるか。 | 5点 |
| | | 組織的な人員配置が行われているか。 | 5点 |
| | | 複層的な実施及び管理の体制がとられているか。また、県等との連絡・調整体制を整えられるか。 | 10点 |
| 3 | 事業者の取組 | 熊本県ブライト企業の認定を受けているか。 | 1点 |

| | | |
|-----|---|-----|
| | 障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）はあるか。 | 1点 |
| | ・事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等、または森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）があるか。 ※再エネ100宣言RE Actionの参加については、評価基準日の前月までを対象とする。 | 1点 |
| | 熊本県SDGs登録制度の登録事業者であるか。 | 1点 |
| | パートナーシップ構築宣言をポータルサイトに登録しているか。 | 1点 |
| 合 計 | | 50点 |

1.2 結果の通知

企画コンペの結果（提案の採否）は、後日、書面で通知する。

1.3 日程（予定）

| 内容 | 日程・期限 |
|---------------|-------------------------|
| (1) 公募開始 | 令和8年（2026年）3月23日（月） |
| (2) 質問書提出期限 | 令和8年（2026年）4月 3日（金）正午 |
| (3) 参加表明書提出期限 | 令和8年（2026年）4月22日（水）午後5時 |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和8年（2026年）4月24日（金）正午 |
| (5) 書類審査（※） | 令和8年（2026年）4月30日（木） |
| (6) ヒアリング審査 | 令和8年（2026年）5月11日（月） |
| (7) 選定結果通知 | 令和8年（2026年）5月中旬予定 |
| (8) 見積書徴取 | 令和8年（2026年）5月下旬予定 |
| (9) 契約 | 令和8年（2026年）5月下旬予定 |

（※）応募多数の場合実施

1.4 その他

- (1) 提出された企画提案書は返却しない。
- (2) 企画提案書等の作成及びこれらに係る附帯作業の経費等は、提案者の負担とする。
- (3) 受託候補者の決定後、契約締結までの間に、受託候補者が「4 企画コンペ参加及び業務受託の資格要件」に規定する要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする事ができる。
- (4) 契約の相手方は、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、県が指定する日時までに契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付する必要がある。ただし、同規則第78条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

- (5) 参加表明書提出後に参加を取り下げる場合は、理由等を記載した取下げ申出書（任意様式）を提出すること。
- (6) 企画コンペの公正な実施を妨害するおそれがある行為は禁止する。
- (7) 企画コンペ参加申請が1者であっても、企画コンペを実施する。
- (8) 本業務委託によって得られる著作権その他の権利は、すべて熊本県に帰属するものとする。
- (9) 提出された企画提案書は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づき公開することがある。
- (10) 予算が成立しなかった場合、事業を中止する可能性がある。